

# 「信聯」の誕生で個人信用情報業界が規範化へ ～中央銀行は引き続き主導権を握る

中国投資銀行部  
中国調査室

## メインピックス ..... 2

### 「信聯」の誕生で個人信用情報業界が規範化へ～中央銀行は引き続き主導権を握る..... 2

- ▶ 2018年2月22日、中国人民銀行は百行征信用有限会社(「信聯」という)の個人信用情報許可を正式に与えたことを発表し、信聯は個人信用情報許可書を獲得した初めての企業となった。遡ってみれば、中国人民銀行が2015年1月に民間企業による個人信用情報のパイロット展開を初めて許可したが、そこから3年が経って個人信用情報許可書の正式な交付がようやく実現されたのである。
- ▶ 世界各国の歴史、文化、経済制度、法律体系といった条件が異なっているため、個人信用情報業界の構造も多様化している。フランス、ドイツのように中央銀行主導モデルもあれば、米国のように個人信用情報産業が完全市場化した国もある。中国の信用情報業界の発足は先進国と比べては遅れている中、近年ではインターネット金融産業の急激な発展は個人信用情報業界の進化を刺激してきた。新たに設立された「信聯」は個人信用情報産業の市場化における重要な一歩と見られるが、その主導権は依然として中国人民銀行が握っている。

## 君合の中国法コラム ..... 7

### 「労働契約の違反・解除に係る経済補償弁法」の廃止が及ぼす影響について ..... 7

- ▶ 2017年11月24日、人力資源・社会保障部は『第5回失効・廃止文書の公表に関する通知』を公布し、26件の文書の失効、76件の文書の廃止を公表した。そのうち、実務において労働契約解除の際によく根拠とされていた『労働契約の違反及び解除に係る経済補償弁法』(労部発[1994]481号、以下、「481号文」という)も廃止対象となった。
- ▶ 「481号文」は1995年1月に施行され、労働契約の解除や経済補償金の支払い、医療補助費などについて詳細に規定し、当時の『労働法』の空白を埋める役割を果たしていた。しかし、施行から約23年が経過し、2008年の『労働契約法』の施行を始め、労働関係をめぐる法整備が進み、中央機関から地方政府に至るまで、労働に関連する一連の文書を公布した。このため、「481号文」の一部条項は、『労働契約法』などの規定との間に齟齬が生じ、実際の運用において混乱を招くこともあった。本稿では、「481号文」の廃止が及ぼす影響を中心に解説する。

## 三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年3月) ..... 9

## メインピックス

### 「信聯」の誕生で個人信用情報業界が規範化へ～中央銀行は引き続き主導権を握る

2018年2月22日、中国人民銀行は百行征信用有限公司(「信聯」という)の個人信用情報ライセンスを正式に与えたことを発表し、信聯は個人信用情報許可書を獲得した初めての企業となった。遡ってみれば、中国人民銀行が2015年1月に民間企業による個人信用情報のパイロット展開を初めて認めたが、そこから3年が経った現在、個人信用情報ライセンスの正式な交付がようやく実現されたのである。これを皮切りに、中国における個人信用情報業界が形成し、今後、金融業界をはじめとする様々な分野における個人信用の活用が期待される。

本稿では、中国における個人信用情報業界の発展経緯、現状を紹介したうえで、新たに形成した業界構成を分析し、これからの応用分野について展望してみる。

## I. 中国における信用情報業界の概況

### 中国の信用情報業界発展の経緯

1980年代後半から企業信用情報の発展が始まり、1999年、上海資信有限公司が設立され、企業信用情報のほかに、個人信用情報業務も携わっている。これは個人信用情報の原点と見られる。2003年に、中国人民銀行傘下の信用情報管理局が発足し、人民銀行主導の信用情報業界が形成し始めた。その後、人民銀行は全国範囲の個人信用情報基礎データベース、企業信用情報基礎データベースを構築し、人民銀行の主導力を一層強めた。

【図表1】中国の信用情報業界発展の経緯



(出所)公開資料より当行中国調査室作成

2013年3月、「信用情報管理条例」が正式に実施され、中国人民銀行が信用情報業界の監督管理機関として位置付けられ、信用情報業務の市場化改革が始まった。2014年6月に、26社の第三者企業信用情報機

関が人民銀行から企業信用情報許可書を取得した。2015年1月、人民銀行は個人信用情報業務の展開に力を入れるようになり、8社の民間企業(図表5)にパイロットとして個人信用情報業務の準備を始めるよう要求した。ただ、個人信用情報業務の推進は企業信用情報業務と比べては時間がかかった。冒頭で述べたように、2018年2月に、個人信用情報ライセンスが初めて交付されたのである。

### 中国人民銀行主導の個人信用情報業界

中国の個人信用情報サービスに対する主な需要は金融システム(特に貸借分野)にあった。インターネット関連業界が現在のように発達する前には、民間機関が個人信用情報に必要な情報やデータを入手することが限られていたため、第三者機関による個人信用情報業務の提供は困難であった。この状況下では、中国人民銀行は中央銀行である優位性を発揮し、貸借情報(ローン・クレジットカード・担保)、及び個人住宅積立金情報、社会保険料情報、自動車取引情報、裁判所関連情報、税務情報、電信情報、保障性生活救助情報、専門資格・奨励処罰情報といった8つの公共情報の含まれた個人信用情報システムを構築した。

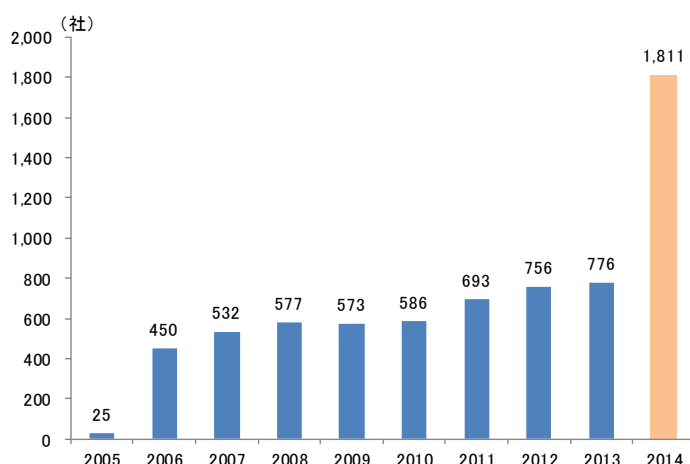
【図表2】中国人民銀行個人信用情報の情報源

情報種類	サブ分類	情報件数 (万件)	割合
貸借情報	ローン情報	79,900	52.88%
	クレジットカード情報	45,200	29.91%
	その他の情報(担保など)	100	0.07%
公共情報	個人住宅積立金情報	13,300	8.80%
	社会保険料情報	11,100	7.35%
	電信情報	1,100	0.73%
	税務情報	300	0.20%
	保障性生活救助情報	100	0.07%
	専門資格・奨励処罰情報		
	自動車取引情報		
	裁判所関連情報		

(出所) 中国人民銀行信用情報報告(2004年~2014年)を基に当行中国調査室作成

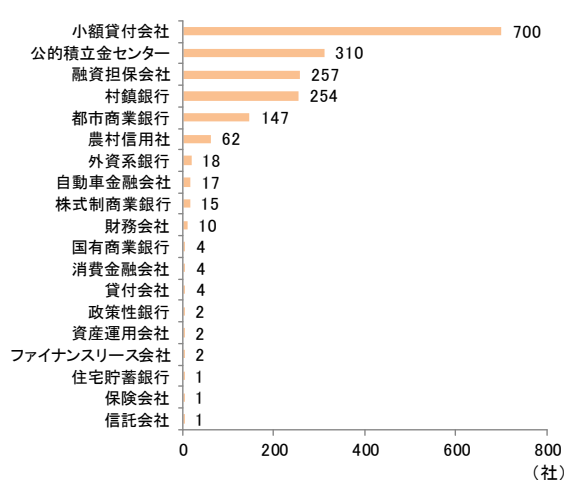
2014年末までに、中国人民銀行の個人信用情報データベースにある貸借情報記録数は12億5,200万本であったのに対し、住宅積立金情報や自動車取引情報といった7つの非貸借情報記録は2億5,900万本であった。中国人民銀行の個人信用情報業務は貸借情報に対する依存度が高いことが分かる。同時点に、中国人民銀行の個人信用情報データベースは8億6,000万人をカバーしていたが、貸借情報記録のある個人はわずか3億5,000万人にとどまった。個人信用評価に肝心の貸借情報記録のある人数で計算すれば、中国人民銀行個人信用情報データベースのカバー率はわずか35%しかなかった。それと比べ、米国の個人信用情報カバー率は92%であった。

【図表3】中国人民銀行個人信用情報システムの参入機関数の推移



(出所) 中国人民銀行信用情報報告(2004年~2014年)を基に当行中国調査室作成

【図表4】2014年の参入機関の分布



中国人民銀行信用情報センターは「情報共有型」データベースとなっている。すなわち、データベースでの参入機関は信用情報の提供者であり、信用情報の利用者でもある。参入機関数の推移をみると、2014年に

は、2013年と比べて倍以上増加し、1,811社に達した(図表3)。さらに、信用情報の利用回数も大幅に増加した。2007年から2014年にかけて個人信用サービスの年間利用回数は8,600万から4億500万へと大幅に増加した。2014年の利用者の内訳をみると、国有商業銀行による利用回数はもっとも多く、全体の43.8%を占めており、それに続き株式制商業銀行(全体の38.9%)であり、両者合わせて全体の82.7%を占めている。大型な商業銀行が中国人民銀行信用情報センターの主な利用者となっていることが分かる。

2015年から2018年までの3年間では、中国ではインターネット金融、シェアリングエコノミーの発展は著しく、個人信用情報に対する需要が多様化かつ膨大になりつつある。個人信用情報業務にかかるコストが高く、人民銀行だけでは市場需要を満たせなくなり、市場化改革による民間機関の参入を促進する必要があると喫緊の課題となっている。

## II. 「信聯」の誕生で中国は信用社会に進化できるか

前述のように、中国人民銀行信用情報センターは信用評価の根拠となるデータ源は貸借情報に対する寄与度が高く、商業銀行に貸借記録のない人やクレジットカードを保有していない人に対して信用評価を行うことが困難である。特に、2013年以降、第三者決済・P2Pを代表とするインターネット金融業界は活性化で市場規模が急速に拡大し、信用情報に対する需要も大きくなっている。インターネット上で大量な情報が生み出されており、これらの複雑な情報を把握して信用情報に使用することが望まれるが、人民銀行にとっては難易度が高い。

2015年1月、8社の民間会社はパイロットとして個人信用情報業務を開始した。これらの会社では、伝統的信用情報企業もあれば、大型金融機関やインターネット金融企業傘下の新型信用情報企業もある。各パイロット企業は人民銀行信用情報センターと比べてはデータ源がより多様化しており、応用においてもP2Pのようなインターネット金融、電子商、カーリースといった新たな分野まで業務展開を試みている。

【図表5】信用情報パイロット企業の概況

企業名	設立時間	バックグラウンド	データ源	技術	応用(例)
中誠征信	2005年	伝統的信用情報機関	長年蓄積された銀行・医療機関・教育機関による情報、地方の中小金融機関	独自で開発した伝統的な信用カスコアリングシステムを使用、ビッグデータ分析技術の開発にも注力	銀行、電子商、P2P、小額貸付業者
鵬元征信	2005年	伝統的信用情報機関	金融機関、政府、公共事業機構	独自で開発した伝統的な信用カスコアリングシステムを使用、ビッグデータ分析技術の開発にも注力	銀行、P2P、小額貸付業者、第三者決済、消費金融、電子商
中智誠征信	2013年	新型信用情報機関	提携先のP2P業者	中国語分析技術、ビッグデータ技術	P2P、消費金融
前海征信	2013年	大型金融機関傘下(平安グループ)	平安グループによる総合的な金融データ、銀聯、小額貸付業者、P2P業者	独自のビッグデータ技術開発部門、海外学術機関と協力	金融機関、インターネット金融業者、非金融業者
華道征信	2013年	新型信用情報機関	銀之杰金融サービス、億美軟通のモバイル商務プラットフォームなど	清華五道口金融学院と共同で「ビッグデータ信用情報試験室」を設立	住宅賃貸、消費金融
芝麻信用	2014年	インターネット金融会社傘下(アリババグループ)	アリババ系電子商、アリファイナンスグループ、ユーザー提供情報、提携した金融機関や公共事業者	クラウドコンピューティング、機械学習、芝麻スコアの計算方法は米国FICOスコアと類似	金融機関、生活サービス事業者(たとえば住宅賃貸、カーリースなど)
考拉征信	2014年	インターネット金融会社傘下(ラカラグループ)	ラカラグループ傘下の決済業者、P2P、O2O電子商、銀聯、公共事業者	伝統的な分析方法、ビッグデータ技術	P2P、電子商、小額貸付業者
騰訊征信	2015年	インターネット金融会社傘下(テンセントグループ)	QQ、WeChat、財富通、ユーザー提供情報、京東などの第三者業者	ビッグデータプラットフォームTDBANKを利用、統計学と伝統的な機械学習技術	金融機関、生活サービス事業者(たとえば住宅賃貸、カーリースなど)、一般ユーザー

(出所)公開資料より当行中国調査室作成

パイロットが始まってから3年も経ち、個人信用情報業務ライセンスがようやく発行されたが、それを獲得したのは新たに成立された百行征信有限公司(略称「信聯」)であり、8社のパイロット企業はいずれ個人信用情報業務の許可書を獲得できなかった。個人信用情報業界の推進は思うように捗らなかった原因が4つ考えられる。

- 2015年下半期から開始されたインターネット金融業界に対する整理行動により、インターネット金融業界の変動が激しいため、信用情報業界の業務展開にも不安定要素がもたらされた。
- インターネットの普及、ビッグデータ時代の到来に伴い、個人情報の収集・分析によって生み出されたビジ



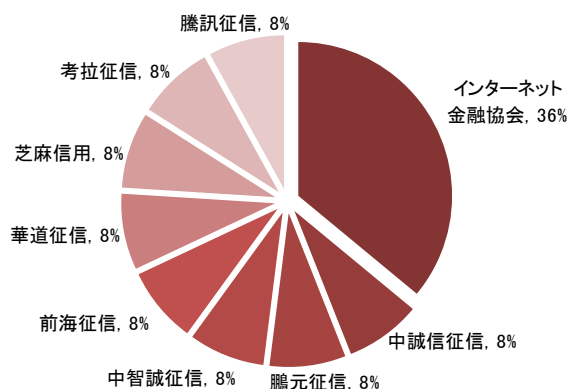
ネス価値が大きくなっているのと同時に、個人情報漏えいや悪用などの問題が顕在化している。この背景で、一般人が個人情報保護に対する意識も高まりつつある。2017年3月の全国人民代表大会で「個人情報保護法」の立法を加速するという提言があったが、実質的な進展はなかった。

- ◆ 原則的には、信用情報業者が独立した第三者企業でなければならないとされる。8社のパイロット企業は関連企業と業務提携していることが多く、業務内容といい、コーポレート・ガバナンスといい、複雑な利益が絡んでくるため、独立した第三者企業になっていない。
- ◆ 信用情報企業にとっては、データが最も重要な資産といえる。今までの動向をみると、パイロット8社は独自のデータを重宝し、自社専用のビジネスモデルを構築しようとする傾向がある。このように、個人情報情報が互いに遮断されており、パイロット企業は当局の想定した「信用情報の共有」にかけ離れた道を進めている。

インターネット金融市場の拡大、個人情報保護の進展により、個人信用情報業界の規範化の喫緊性が強まっている一方、パイロット企業の業務展開はいずれも理想的ではなかった。そこで、当局がリードし、「信聯」を立ち上げることにした。

「信聯」(百行征信有限公司)の株主構成は、中国インターネット金融協会が36%の持株比率で筆頭株主であり、芝麻信用(アリババ系)、騰訊征信(テンセント系)といった8つの民間企業はそれぞれ8%のシェアを有している。「信聯」の筆頭株主が中国インターネット金融協会であることから、当局は信用情報業界における主導権を手放していないことが分かる。持株会社ではあるが、パイロット8社と「信聯」の間では直接的な業務関係がないと見られる。

【図表6】「信聯」の株主構成



(出所) 中国人民銀行より当行中国調査室作成

当局は「信聯」を中国人民銀行信用情報センターの補完的な機関として位置付けている。中国人民銀行信用情報センターは伝統的な金融機関向けに信用情報の共有サービスを提供することに対し、「信聯」はP2Pや消費金融会社などの小型金融業者、ネットショッピングを含む生活サービス業者を多元化した業者の間における信用情報の共有サービスを提供することが、両者の役割分担の理想像といえよう。

ただし、個人信用情報業務の許可を獲得したとはいえ、「信聯」は企業としてはまだ初期段階にある。現在では、「信聯」は依然として貸借情報を中心とした信用情報を行うスタンスを示しており、生活消費情報など多様化したデータを取り入れる動向は見られない。法律法規といった基本的条件が整えば、将来的には、「信聯」はP2P業者や消費金融業者による民間貸借情報、ネットショッピングの取引情報やモバイル決済などの生活消費情報を信用評価システムに取り入れることが可能になる。

【図表7】個人信用情報業界構造の実例

国名	業界モデル	主要業者	特徴
フランス	政府主導モデル	フランス国家銀行	金融機関限定、開放度が低い
日本	業界協会主導モデル	全国銀行個人信用情報センター(PCIC) 日本信用情報機構(JICC) 信用情報機関(CIC)	会員制、開放度が比較的低い
ドイツ	政府・民間協力モデル	ドイツ連邦銀行 Schufa	開放度が比較的高い
米国	民間主導モデル	Experian Equifax TransUnion	開放度が高い

(出所)公開資料を基に当行中国調査室作成

【図表8】中国の個人信用情報業界構造の予想図

属性	機関/業者	役割分担	ユーザー	応用分野
公共	中国人民銀行信用情報センター	}	大型金融機関	【伝統分野】 ローン、P2P、消費金融、保険など
民営	百行征信有限公司 中誠信征信 鵬元征信 中智誠征信 前海征信 華道征信 芝麻信用 考拉征信 騰訊征信		小型金融機関	
			非金融業者	【派生分野】 生活サービス:住宅賃貸、カーリース、ホテル予約など

(出所)公開情報より当行中国調査室作成

世界各国の歴史、文化、経済制度、法律体系といった条件が異なっているため、個人信用情報業界の構造も多様化している。フランス、ドイツのように中央銀行主導モデルもあれば、米国のように個人信用情報産業が完全市場化した国もある。中国の信用情報業界の発足は先進国と比べては遅れている中、近年ではインターネット金融産業の急激な発展は個人信用情報業界の進化を刺激してきた。新たに設立された「信聯」は個人信用情報産業の市場化における重要な一歩と見られるが、その主導権は依然として中国人民銀行が握っている。これから、インターネット金融業界の安定化、個人情報保護に関する立法など課題が解決され、業界基準が明確化されれば、民間企業の更なる参入が期待される。

三菱東京 UFJ 銀行(中国) 中国投資銀行部  
中国調査室 于瑛琪

## 君合の中国法コラム

### 「労働契約の違反・解除に係る経済補償弁法」の廃止が及ぼす影響について

2017年11月24日、人力資源・社会保障部は『第5回失効・廃止文書の公表に関する通知』を公布し、26件の文書の失効、76件の文書の廃止を公表した。そのうち、実務において労働契約解除の際によく根拠とされていた『労働契約の違反及び解除に係る経済補償弁法』(労部発[1994]481号、以下、「481号文」という)も廃止対象となった。

「481号文」は1995年1月に施行され、労働契約の解除や経済補償金の支払い、医療補助費などについて詳細に規定し、当時の『労働法』の空白を埋める役割を果たしていた。しかし、施行から約23年が経過し、2008年の『労働契約法』の施行を始め、労働関係をめぐる法整備が進み、中央機関から地方政府に至るまで、労働に関連する一連の文書を公布した。このため、「481号文」の一部条項は、『労働契約法』などの規定との間に齟齬が生じ、実際の運用において混乱を招くこともあった。本稿では、「481号文」の廃止が及ぼす影響を中心に解説する。

#### I. 「481号文」の廃止は経済補償金の分段計算には影響を与えない

『労働契約法』第97条では、経済補償金の分段計算方法が定められている。分段計算とは、経済補償金の計算を2008年1月1日より前と、2018年1月1日以降に分け、2008年1月1日より前については当時の関係規定に従って経済補償金を計算し、2018年1月1日以降については労働契約法に従って経済補償金を計算するというものである。つまり、現在、勤続年数満1年毎に1ヶ月分の給与額に相当する経済補償金を支払うことを規定した「481号文」は廃止されているが、労働契約法の97条3項において「当時の関係規定に基づく」と規定されているため、2008年1月1日より前の経済補償金の計算根拠としては、当時有効であった「481号文」を依然として経済補償金計算の際の法的根拠とするため、経済補償金の分段計算には「481号文」廃止の影響は及ばない。

#### II. 経済補償金の計算基数、年数の基準の明確化

「481号文」と『労働契約法』は、労働契約解除の際に、使用者が労働者に支払う経済補償金の計算について、異なる規定を定めている。その概要は下表のとおりである。

法令 項目	481号文	労働契約法
平均月給与（経済補償金の基数）	企業の正常な生産状況における労働者の労働契約解除前12ヶ月の平均月給	労働者が労働契約を解除又は終了する前の12ヶ月の平均月給
	上限を設けない	本地区の前年度労働者平均月給の3倍を上限とする
	労働者の医療期間満了後、会社が労働契約を解除する場合、客観的な状況に重大な変化が生じたために元の労働契約書を履行できない場合、経営不振などによるリストラの場合、及び労働者の平均月給が企業の月間平均給与を下回る場合については、企業の平均月給を下限とする	本地区の最低賃金を下限とする

年数	満1年毎に平均月給与1ヶ月分	満1年毎に平均月給与1ヶ月分。6ヶ月以上1年未満の場合には1年として計算する。6ヶ月未満の場合には、労働者に半月分の経済補償を支払う
	合意解除、労働者が業務を全うできないことを理由として労働契約を解除する場合には、12ヶ月を上限とする	労働者の月給与が本地区の前年度労働者平均月給与の3倍以上である場合には、経済補償金の支払い対象年数は最高でも12年を超えない（即ち12ヵ月分）

『労働契約法』は「481号文」よりも優先度の高い上位法であるため、『労働契約法』の実施後は、実務において、2008年以降の経済補償は基本的に『労働契約法』の規定に基づいて計算されている。ただし、2017年11月24日より前は、「481号文」がまだ有効であったため、例外的に地方の労働管理部門から「481号文」に基づいて計算するようとの指導が出されたり、各地の司法部門で争議が起こったりしたこともあった。「481号文」の廃止によって、2008年以降の経済補償金の計算基数、年数の基準が明確化され、『労働契約法』が唯一の根拠法令となったと言える。

### Ⅲ. 使用者には依然として医療補助費を支給する義務がある

「481号文」で規定されている医療補助費については、「481号文」は廃止となったものの、医療補助費について規定したその他の規定（『労働部による労働契約制度の実行に係る若干問題に関する通知』第22条、『労働部弁公庁の病気または業務外の負傷による医療期間管理等の若干の問題についての質問に関する回答』及び『労働部の「労働法」の執行の貫徹に係る若干の問題に関する意見』第35条等）が依然として有効であるため、使用者は今後も引き続き医療補助費を支給する義務がある。なお、留意点として、医療補助費の詳細な支給条件、支給基準は各地の地方規定に依拠するケースが多いため、今後、医療補助費の支給を検討する際には、所在地の規定も併せて確認する必要がある。

### Ⅳ. 給与、経済補償金の支払いが遅延した場合に、使用者は必ずしも追加補償金を支払わなければならないわけではない

「481号文」第3条、10条では、使用者が労働者の給与又は経済補償金の支払いを遅延したり拒否したりした場合には、それぞれ25%、50%の追加補償金を支払わなければならないと規定されていた。これに対し『労働契約法』第85条では、労働監察部門は期限を設けて労働報酬、時間外勤務手当、又は経済補償金の支払いを命じ、使用者がそれでもなお当該期限内に支払いを行わなかった場合にのみ、支払うべき金額の50%以上100%以下の基準で労働者に賠償金を追加で支払うよう命じると規定されている。上述の通り、「481号文」と『労働契約法』第85条において齟齬があったため、実務において混乱を招いたこともあったが、「481号文」の廃止によって、この点についても統一され、『労働契約法』第85条に従い実施されるようになった。

（本レポートの内容は個人の見解に基づいており、三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司の見解を示すものではありません）

#### 謝均 君合律師事務所パートナー

君合律師事務所は中国、海外に事務所を持つ中国最大級の事務所で、国際法律連盟（ILASA）より連続で中国のベスト弁護士事務所金賞に選ばれている。謝均弁護士は、一橋大学法学研究院にて法学修士を取得後、日本の法律事務所勤務を経て2015年5月から君合律師事務所へ転籍。外商投資、再編撤退、労務管理、M&Aの分野に強い。





## 三菱東京 UFJ 銀行の中国調査レポート(2018年3月)

■ ニュースフォーカス(2018年第3号)

広東自貿区 外貨管理改革試行における実施細則を発表

[http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/678\\_ext\\_02\\_0.pdf](http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/678_ext_02_0.pdf)

香港支店業務開発室

■ BTMU 中国月報 第145号(2018年3月)

<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/118030101.pdf>

国際業務部

■ BTMU CHINA WEEKLY 2018/3/7

<https://count.bk.mufg.jp/c/Ccl0jeic19wtpjH660b66dfid0jeic3o4082>

国際業務部

以上

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全て顧客御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願ひ申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司 中国投資銀行部 中国調査室  
北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大廈4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214